

諮問第 74 号

但馬海区漁業調整委員会

くろまぐろの令和 3 管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定によるくろまぐろの令和 3 管理年度の知事管理漁獲可能量を変更したいので、同条第5項の規定により準用する同条第2項の規定に基づき、諮問します。

令和 3 年 10 月 29 日

兵庫県知事 齋藤元彦

